

18. 避難解除区域における課税の特例 ～福島特措法～

①制度概要

避難解除区域の事業者の皆様が事業用設備等への投資や雇用を促進するため、法人税(所得税)の減免措置を行います。

②対象者

・避難対象区域(*)内に平成23年3月11日においてその事業所が存在していたこと。

*避難対象区域：緊急時避難準備区域(H23.9.30解除)、警戒区域及び計画的避難区域。

③区域等

・避難解除区域(*)内において事業用設備等への投資や雇用を行うこと。

*避難対象区域(避難指示の対象となった区域)の設定が解除された区域。

④支援内容(福島復興再生特別措置法)

A 事業用設備等に係る特別償却等(法第18条)

機械・装置、建物・構築物の投資に係る特別償却・税額控除

※避難解除の日から3年の間に福島県知事の「確認」を受ける必要があります。

B 法人税等の特別控除(法第19条)

原子力災害による被災被用者(*)の給与等支給額の20%を税額控除

*原子力災害による被災被用者：平成23年3月11日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者

※避難解除の日から5年の間に福島県知事の「確認」を受ける必要があります。

*A、Bはいずれかの選択適用。

⑤手続き(受付期間)

事前に、福島県知事の「確認」手続きが必要です。(受付中)

⑥お問い合わせ先

<お申し込み先> 各地方振興局県税部が窓口です。

県北地方振興局 Tel: 024-523-4698 相双地方振興局 Tel: 0244-26-1126

県中地方振興局 Tel: 024-935-1251 いわき地方振興局 Tel: 0246-24-6032

県南地方振興局 Tel: 0248-23-1517

会津地方振興局 Tel: 0242-29-5251 南会津地方振興局 Tel: 0241-62-5213

<お問い合わせ先>

福島県庁 税務課

Tel: 024-521-7068

Fax: 024-521-7905

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: zeimu@pref.fukushima.lg.jp

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「東日本大震災関連情報」「農家・事業者の皆さまへ」欄の「中小企業等復旧・復興支援策について」をご覧ください。